

# 司法改革・規制改革 WATCHING

## 国から地方へ、官から民へ。 構造改革特区という試み



**中城吉郎氏** 内閣官房構造改革特区推進室長

小泉政権の経済活性化策の目玉として構造改革特区という新たな試みが注目を集めている。内閣官房構造改革特区推進室の室長・中城吉郎氏に、その意義、及び具体的なスケジュールについてうかがった。

### 二つの目的

構造改革特区構想が出てきた背景からうかがいたいと思います。

**中城** 経済の活性化のため規制改革が求められていますが、全国一律に進めようとする、さまざまな事情で進展が遅れる分野があります。そこで、ある地域に限って、地方公共団体の自発性を最大限に活かすかたちで規制の特例を導入し、規制改革を進めてみようという構想が登場したものです。目的は二つあります。一つは、その地域の特性を顕在化させ、それに応じた産業を集積することによって地域経済の活性化を図ること。もう一つは、事例の成功により、全国に波及させることによって、わが国全体の経済の活性化を図ることです。

政府をあげて取り組まれているわけですね。

**中城** 今年4月24日の経済財政諮問会議で、平沼経済産業大臣と民間4議員から提案がありました。それを受けて政府与党3党の合意があり、6月25日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」の中でも、政府として推進していくことが確認されました。そして7月5日、内閣官房に構造改革特区推進室が設置されました。

総合規制改革会議でも同じ観点から提言がまとめられました。

**中城** 規制改革特区ワーキンググループで検討され、7月23日の第6回総合規制改革会議で中間とりまとめが決定されました。その意見もふまえて推進していくことになります。

### 推進にあたっての留意点

小泉首相が言う、中央から地方へ、という流れに沿った構想ということですね。

**中城** テクノ法<sup>1</sup>にせよ、リゾート法<sup>2</sup>にせよ、従来のわが国の地域振興策は基

本的に国があらかじめモデルケースを策定して地方がそれに応募するという、国が主導するかたちでしたが、今回は自治体に「どのようなことをしたいのか」という中身までを自ら考えていただき、自主的に手を挙げていただくというものであり、地域の知恵と工夫が試される新しい制度です。

税の減免や補助金といった措置は想定されていますか？

**中城** 従来のように、補助金を求めて国に陳情するのではなく、地方公共団体が責任をもって主体的に立案、実施することが期待されます。既存の補助金や地方独自の減税といった制度をうまく組み合わせることはあり得るでしょうが、「特区補助金」のようなかたちで新たな措置を設けることは考えていません。

対象となる規制の範囲は？

**中城** 法律、政省令、通達など可能な限り幅広い規制を対象にしたいと考えています。

この新たな試みを推進するにあたって、留意すべき点としてどのようなことがあるでしょうか？

1. 提案件数

地方公共団体等	249
うち 公的主体提案	231
民間主体提案( 民間企業、大学等 )	18
特区構想数	426件

2. 提案主体の内訳

公的主体の内訳

公的主体計	231
市町村単独	159
都道府県単独	43
都道府県と市町村の共同	15
市町村の共同	7
その他	7

その他は、教育委員会、港湾管理組合など。

民間主体の内訳

民間主体計	18
民間企業・団体	11
大学	6
個人	1

3. 特区構想の内訳

エリア設定別

市町村の一部の区域	115	都道府県全体	13
市町村全体	165	複数の都道府県	4
複数の市町村	105	その他	24

都道府県別

北海道	64	東京	32	滋賀	5	徳島	1
青森	2	神奈川	19	京都	11	高知	4
岩手	4	新潟	8	大阪	15	愛媛	10
宮城	7	富山	4	兵庫	11	福岡	8
秋田	3	石川	7	奈良	6	佐賀	1
山形	2	福井	2	和歌山	4	長崎	5
福島	14	山梨	5	鳥取	4	熊本	5
茨城	7	長野	14	島根	12	大分	4
栃木	4	岐阜	20	岡山	6	宮崎	4
群馬	8	静岡	8	広島	5	鹿児島	3
埼玉	28	愛知	16	山口	4	沖縄	6
千葉	11	三重	2	香川	3		

京都府、大阪府、奈良県による共同提案が1件あるため、都道府県別の合計は、特区の総数とあわない。

出典：構造改革推進本部ホームページ( <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou/index.html> )

**中城** まず思いつき、希望というレベルではなく、民間企業の参入が具体的に予定されているなど計画の熟度、実現の可能性が求められます。また、その区域にとってプラスの効果がある規制改革でも、区域外にマイナスの影響が及ぶようなケースも考えられます。そのような場合、われわれは「代替措置」と呼んでいますが、そのマイナスをカバーするためにどのような対策をとるかが一つのチェック材料になると思います。そして、特例を設けて何年か経過した後、当初期待した効果が現れているか、あるいはマイナスの効果が出ていないかを評価して、制度を見直すシステムを用意しなければならないと思います。

## 官から民という流れ

これまでの経緯と今後のスケジュールについてお聞かせください。

**中城** 7月26日に、内閣総理大臣を本部長とする構造改革特区推進本部の第1回目の会合を開き、基本的な方針と制度の骨格を定めました。同日、地方公共

団体に向けた説明会を開催して提案を募集し、8月30日に締め切ったところで。地方公共団体等に広く意見を聴くためのものですが、これに対して249の地方公共団体・民間企業等から、国際物流、研究開発、環境・新エネルギー、産業再生、農業など幅広い分野にわたる426件の提案がありました( 資料参照 )。

これを受け、9月の第2回の本部会合で提案内容をとりまとめ、関係省庁の対応をふまえて基本方針を決定しました。今後、10月に開催予定の第3回の本部会合で特区推進プログラムを決定し、それに沿って必要な法令などを立法、施行した後、自治体からの正式な申請を受け付けることとなります。

関係省庁にも積極的な対応が求められますね。

**中城** 第1回の本部会合で総理から、「できない理由を挙げるのではなく、実現するためにはどうすればいいかを考えるように」という強い指示が出されました。関係省庁もそれに則して知恵を絞ることになると思います。

民間の企業やシンクタンクなどは

どのようにかわるべきでしょうか？

**中城** 今回の提案の募集では民間にもアイデアを求めています。実際の申請は、自治体を通していただく方向ですが、地域を活性化する特区の構想を練る時には、実際にそこで活動している民間事業者が参画して、意見やアイデアを出していくことが重要になると思います。その意味では、国から地方へ、という流れとともに、官から民へ、という流れにも沿ったチャレンジングな試みと言えるわけです。

- 1 テクノ法：正式名は「高度技術工業集積地域開発促進法」。昭和58年5月16日公布。同年7月15日施行。平成10年12月廃止。
- 2 リゾート法：正式名は「総合保養地域整備法」。昭和62年6月9日公布、施行。長期滞在型のリゾート地域の整備の推進を目的とする法律。

内閣官房構造改革特区推進室長

## 中城 吉郎(なかじょうよしろう)

1948年生まれ。1973年東京大学経済学部卒業。同年経済企画庁に入庁。1994年経済企画庁調整局経済協力第一課長、1996年同庁国民生活局消費者行政第一課長、1997年同庁長官官房秘書課長、1999年同庁調査局審議官、2000年同庁調整局審議官、2001年内閣府大臣官房審議官、2002年7月内閣官房構造改革特区推進室長( 現職 )